

京都市告示第 376 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                    市 道  
 供用開始の期日            告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
後院通	中京区錦大宮町126番地の5地先から 同町117番地の5地先まで	旧	メートル 30.40	メートル 16.35 ~ 24.50
		新	30.40	16.35 ~ 37.40
立誠経4号線	中京区紙屋町674番地の23地先内	旧	1.60	3.40
		新	1.60	3.69
立誠緯17号線	中京区紙屋町674番地の23地先内	旧	3.90	4.20
		新	3.90	4.30 ~ 4.43
山科御陵緯45号線	山科区御陵別所町123番地の1地先から 同町123番地の22地先まで	旧	18.60	6.00 ~ 10.33
		新	18.60	6.03 ~ 8.97

(建設局土木管理部道路明示課)